平成13年10月10日判決言渡 平成12年(ネ)第2<u>9</u>3号 保険金請求控訴事件(原審·青森地方裁判所平成 10年(ワ)第131号平成12年6月13日判決言渡)

文

- 原判決主文第一ないし第三項を次のとおり変更する。
 - 控訴人は、被控訴人有限会社シビル開発に対し、金335万円及 (1) び内金270万円に対する平成8年7月1日から、内金65万円に 対する平成9年5月1日から各支払いずみまで年6分の割合による 金員を支払え。
 - (2) 控訴人は,被控訴人Aに対し,金58万円及び内金45万円に対 する平成8年7月1日から、内金13万円に対する平成9年5月1 日から各支払いずみまで年6分の割合による金員を支払え。
 - 被控訴人両名のその余の請求をいずれも棄却する。 (3)
- 訴訟費用は、第1、2審を通じて、これを5分し、その1を被控訴人両 名の、その余を控訴人の各負担とする。
- この判決は主文第1項(1)、(2)に限り、仮に執行することができ

事実及び 玾 由

- 第 1 当事者の求めた裁判
 - 控訴の趣旨
 - (1) 原判決中,控訴人敗訴の部分を取り消す。
 - (2) 被控訴人両名の請求をいずれも棄却する。
 - (3) 訴訟費用は第1,2審とも被控訴人らの負担とする。
 - 控訴の趣旨に対する答弁
 - (1) 本件控訴をいずれも棄却する。
 - 控訴費用は控訴人の負担とする。 (2)
- 第2 事案の概要
 - 事案の概要

本件は、被控訴人有限会社シビル開発(以下「被控訴会社」という)及び被控訴人A(以下「被控訴人A」という)と控訴人(以下「控訴会社」という) 間の、被保険者を被控訴人Aとする各入院保障特約付きの生命保険契約(被控 訴会社が保険契約者及び保険金受取人となっている第一保険契約では,疾病に より20日以上入院したときは入院給付金が1日当たり1万円が(成人病の場 合は3万円)支払われることになっており、被控訴人Aが保険契約者及び保険 金受取人となっている第二保険契約では、疾病により被控訴人Aが入院したと きは、疾病入院給付金が1日当たり5000円宛が支払われることになってい る)に基づき、被控訴人Aが保険金給付の対象となる成人病としての糖尿病による入院等の事由があったとして、控訴会社に対し、被控訴会社が金425万円及び内金360万円に対する平成8年7月1日から、内金65万円に対する 平成9年5月1日から、各支払いずみまで商事法定利率年6分の割合による遅 延損害金の支払いを、被控訴人Aが金フ5万円及び内金60万円に対する平成 8年7月1日から、内金15万円に対する平成9年5月1日から、各支払いず みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払いをそれぞれ求めて 提訴したところ、原審が被控訴会社の請求についてはこれを全部認容し、被控 訴人Aの請求については金73万円及び内金60万円に対する平成8年7月1 日から、内金13万円に対する平成9年5月1日から、各支払いずみまで商事 法定利率年6分の割合による遅延損害金の各支払いを求める限度でその請求を 認容し、被控訴人Aのその余の請求を棄却したので、控訴会社が控訴した事案 であって,控訴会社は被控訴人Aが罹患している糖尿病の病状は入院を要する ほど悪化しているものではない、被控訴人らは他にも多数の保険契約を締結し ており,上記各保険契約は過大付保であって公序良俗に反し無効である等と主 張しているものである。

前提事実及び争点

本件における前提事実及び争点は,次のとおり付加・訂正するほかは,原判 <u>__</u>1 決の「事実及び理由」欄の「第二 事案の概要」中の「一 前提事実」, 争点」(原判決4頁8行目から同17頁10行目まで)と同一であるから、 これを引用する。

原判決5頁3行目の「原告A」の次に「、保険金受取人を訴外技研総 (1)

業株式会社」を加える。

- (2) 原判決9頁5行目の「次いで,」から同6行目の「入院し,」までを 削る。
- (3) 原判決11頁9行目から同末行までを、次のとおり改める。 「被保険者たる被控訴人Aは、平成9年3月8日から同月27日までの間、右突発性難聴、右糖尿病性網膜症合併症の診断で、青森市民病院に入院したが、「突発性難聴」は成人病たる糖尿病の合併症に起因するものである。」
- (4) 原判決 15頁6行目の「第一,第二保険契約は」を「第一,第二保険 契約については,」と改める。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、被控訴会社の請求は、控訴会社に対し、335万円及び内金270万円に対する平成8年7月1日から、内金65万円に対する平成9年5月1日から、各支払いずみまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払いを、被控訴人Aの請求については金58万円及び内金45万円に対する平成8年7月1日から、内金13万円に対する平成9年5月1日から、各支払いずみまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払いを求める限度で正当としてこれを認容すべきものと判断する。その理由は、次のとおり付加・訂正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第三判断」(原判決17頁末行から同36頁6行目まで)と同一であるから、これを引用する。
 - (1) 原判決18頁1行目の「平成八年、平成九年入院は、」を「平成八年入院は、」と改め、同3行目の「一四」の次に「、19、21、22、」を、同4行目の「原告A本人」の次に「、当審証人B(但し、一部)」を、同6行目の「原告Aは、」の次に「平成6年5月ころには糖尿病が発病したものと推測され(甲3、乙30、31)、」をそれぞれ加え、同じ行の「糖尿病を発病し、」を「糖尿病との診断を受けて、」と、同19頁2行目の「外来治療を受けていたが、」を「主としてインシュリン薬処方の目的で外来治療を受けていたが、」とそれぞれ改め、同9行目から同20頁6行目までを次のとおり改める。
 - (2) 原判決21頁末行から同24頁6行目までを次のとおり改める。 「2 控訴人は、第二保険契約の約款にいう「入院」とは、「 医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難にあり、常に医師の管理下において治療に入り、常に医師の管理下において治療にあり、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療にある。すること」であり、被控訴人Aの平成8年入院は同約款の「入院」に該当せず、入院給付金の支給対象にはならないと主張し、 でして、 ででいるのではないと主張し、 にはこれに副う記載がある。このように保険約款中に「入院」のにはこれに副う記載がある。このように保険制度において、 を変の契約者相互間の公平を図るために入院給付金の支払い事由を限定するとともに、生命保険、特に入院保障特約が、ともする

と射倖性をもつことから、保険制度を濫用するような請求を排除する点にあるものと解される。したがって、本件の入院保障特約における「入院」に該当するかの判断をするに当たっても、上記のような趣旨に照らして、入院給付金の支給対象となる「入院」に該当するかどうかを判断すべきものである。

ところで、証拠(乙15,18,27,当審証人B(但し,一部))並びに当裁判所に顕著な事実によると次の事実を認めることができる。

被控訴人Aが罹患した糖尿病は,持続的な高血糖・糖尿を呈す る代謝疾患であり,インシュリンの欠乏・作用障害があり,糖・ 蛋白・脂肪の代謝異常を伴い、口渇・多飲・多尿を呈し、 腎症・動脈硬化症を併発するとされており、その治療としては、 血糖値を下げて代謝を正常化するためのインシュリンの投与(皮 下注射) のほか,基本的には1日に摂取する必要熱量を最低限度 に抑えるバランスの取れた食餌療法が必要であり、また日々の適 度な筋肉活動(運動療法)が有益であるといわれている。そして, 糖尿病患者にとっては,以上のようなインシュリン投与,食餌療 法、運動療法を適正に実施し、これにより良好な血糖コントロー ルを維持することが、動脈硬化症等の合併症の発症・進展を阻止 し、健康人と同様の日常生活の質の確保と寿命の確保につながる 唯一、不可欠な治療方法とされる。したがって、糖尿病の治療は 一般には外来治療が原則とされているが、糖尿病のため極度の高 血糖状態による昏酔を呈した場合(糖尿病性ケトアシドーシス、高浸透圧性昏酔)、低血糖性昏酔となった場合、高度の感染症等の分類症を発発し、場合、腎管性炎なった場合、高度の感染症等 の合併症を併発した場合、腎症を発症した場合、若年者に多いⅠ 型糖尿病(インシュリン依存型糖尿病)の場合等には必ず入院が 必要となる。また、必ずしも入院が必要とはいえないが、場合に よっては入院が必要とされるものとして、インシュリン療法導入 時の入院(インシュリン投与の未経験者については、初期におい て低血糖の危険があるため、通常1、2か月程度医師の管理下で インシュリン療法を習熟させる必要がある), 教育入院(病態の 把握や栄養指導などの教育のために行われる2週間から1か月程 度の入院)がある。

また、糖尿病の病勢、血糖コントロールの指標としては、血糖値とHbA1Cがあり、日本糖尿病学会による次のような基準が示されており、不可の状態が続き、生活改善、指導による努力によっても可以上にならないときは専門医による受診が必要であるとされている。

空腹時血糖值 100mg/d I 未満 食後2時間後の血糖値 120mg/d I 未満 HbA1C 5. 8パーセント未満 空腹時血糖值 100~119mg/dl 良 120~169mg/dl 5.8~6.5パーセント 食後2時間後の血糖値 HbA1C 空腹時血糖値 $120 \sim 139 \, \text{mg/d}$ 可 $170 \sim 199 \, \text{mg} / d \, \text{l}$ 食後2時間後の血糖値 HbA1C 6.6~7.9パーセント 不可 空腹時血糖值 140mg/d I 以上 200mg/d | 以上 8.0パーセント以上 食後2時間後の血糖値 HbA1C

そこで、以上を前提に、被控訴人Aの平成8年入院が入院給付金の支給対象となる「入院」に該当するかどうかについて検討する。

前記一1(一)(二)認定の事実及び証拠(乙8,15,27,当審証人B(但し,一部))によると,被控訴人Aは,平成8年1月ころから神経症の増悪,血圧の動揺が認められ,下肢のしびれ感,全身の掻痒感,視力低下を訴えてトスクリニックを来訪し,同医院において血糖のコントロールが不十分であると診断されて

入院したものであり、入院直後の平成8年2月5日のHbA1C が8.8パーセント、同月3日午前11時40分ころの血糖値が 299ミリグラム/デシリットルと高い値を示していたことが認 められ、これらの事実に照らせば、同被控訴人は医師の監視の下 で食餌療法,運動療法を行い,血糖コントロールを行う必要が高 かったものというべきであるから,同月1日の同被控訴人の入院 は、「医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困 難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治 療に専念する」ためになされたものであって、入院給付金支給対 象となる保険約款上の「入院」に該当するものと認めるべきであ る。もっとも,糖尿病においては,前記認定のとおりインシュリ ン投与,食餌療法,運動療法を適正に行い,血糖コントロールを 適正に維持することがその病状の進展や合併症の発症を阻止する ための唯一,不可欠な治療であるところ,これらの治療方法はい ずれも在宅治療が可能であるから、原則として入院治療を必要とせず、その治療は外来治療を原則とするものである。したがって、 被控訴人Aの上記入院についても,入院時に血糖コントロールが 不十分であったために上昇していたHbA1C値や血糖値が改善 され、在宅治療によっても血糖のコントロールが可能であると判 断されるような症状の改善があった場合には、もはや上記のよう な意味における入院の必要性はなくなり,在宅治療によっても十 分病状に対応できるに至ったものと解すべきであり、それ以降の 入院は「自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常 に医師の管理下において治療に専念するための入院」とはいえな いというべきである。そこで、被控訴人Aの入院が保険約款上の「入院」と認めることができるのはいつまでかについて検討する と、同被控訴人の症状は入院後次第に改善されてゆき、 HbA1 C値は平成8年3月29日には7.8パーセントとコントロール 状況を可とする領域に改善され、同年5月7日ころには7.1パーセントとさらに改善した。一方、血糖値についても同年3月2 8日には1日の血糖値が143ないし187ミリグラム/デシリ ットルに改善され、同年4月24日には1日の血糖値が113な いし175ミリグラム/デシリットルとコントロール状況を可と する範囲の数値に改善され、また、被控訴人Aが入院していたト スクリニックのB医師も同年5月6日ころには「いつ退院しても OK」との判断を示していたこと(Z8)が認められる。そして, 被控訴人Aは、前記認定のとおり、平成8年5月1日から同年6月5日までの間、12回外出して、そのうち6日も外泊し、病院 において食事をしていない回数が42にも及んでいる。また、被 控訴人Aに,入院を必要とするような糖尿病の合併症が発症して いたことや高血糖あるいは低血糖による昏酔等の症状が発症して いたことを窺わせるような資料は見当たらない。加えて、既にイ ンシュリンの投与を受けている糖尿病の患者が血糖コントロール の目的で再入院するような場合には、その期間としては2週間か ら1か月程度で十分であるとされており(乙15,27),以上 の事実を総合して判断すれば,被控訴人Aについては遅くとも平 成8年4月末日には、常に医師の管理下において治療に専念する ための入院は必要でなくなったというべきである。

なお、被控訴人Aの血糖値は、同年5月7日昼食前には238ミリグラム/デシリットル、同月13日昼食前には261ミリグラム/デシリットル、退院日の同年6月5日には200ミリグラム/デシリットルと悪化しているが、これは同年4月以降、同被控訴人の外泊外出が増加し、病院での食事を摂取せずに外食の摂取が多くなったことによるものと推測でき(乙8、15、27)同年5月ころには入院治療の効果が上がっておらず、入院の必要性が喪失していたことが窺われる。

以上によれば,被控訴人Aの入院のうち,平成8年5月以降の 入院は入院給付金支給対象となる保険約款上の「入院」に該当し ないというべきである。」

原判決24頁8行目から同25頁8行目までを次のとおり改める。 (3) 前記一1(三)認定の右突発性難聴による入院(甲22 そこで, によれば、 被控訴人Aの平成9年3月10日から同月24日までの 入院の原因となった傷病名は右糖尿病性網膜症と記載されているか ら、突発性難聴のみを原因とする入院は同月8日と9日及び同月2 5日から同月27日だけとなる)が成人病による入院と認められるかどうかについて検討するに、突発性難聴は糖尿病の合併症として 発病することのあること(甲16)に加え、前記認定のとおり被控 訴人Aは糖尿病に罹患し,過去2回にわたって入院治療を受けてい たこと、突発性難聴による入院直後にも糖尿病の合併症である糖尿 病性網膜症が判明しその手術を受けるなど糖尿病の合併症を併発し ていること等の事実をも併せ考慮すると,被控訴人Aの罹患した右 突発性難聴は糖尿病の合併症と解するのが合理的であり, 自然であ る。なお、甲4の1、21の入院証明書(診断書)によると、突発 性難聴の原因につき「不明」と記載されいるが、同記載は突発性難 聴の原因が一般的に解明困難であることから(乙19), そのよう な記載となったものとみるべきであり、被控訴人Aの突発性難聴が 糖尿病の合併症として発病したことを否定する趣旨であると解すべ きではない。

> したがって、被控訴人Aの右突発性難聴による入院は、本件保険 約款上の「入院」に該当し、かつ、「成人病」による入院と認めて 差し支えないものというべきである。」

- (4) 原判決26頁2行目の「原告」を「被控訴人A」と改める。
- (5) 原判決26頁6行目の「一〇」の次に「12」を加え、同9行目の「 別表」を「別紙」と改め、同30頁7行目の末尾に続けて、 「前記各会 社は,被控訴人Aが特許を有している技術を元にしたスーパーウォール 工法と称する土木工事,土木建築資材の製造,建築資材の販売等を業務 とするグループ会社であり、その経営はその実質的オーナーである被控訴人Aがワンマン的に行っている。」を加え、同31頁末行の「高かったものの、」の次に「当期利益は76万4119円しかなく、」を、同 32頁6行目の「前記繰越利益が」の次に「3346万6068円」を 同9行目の「前記繰越利益が」の次に「4158万8231円」を、 33頁1行目の「前記繰越利益が」の次に「4507万3120円」 それぞれ加え,同34頁2行目の「解約」を「合意解除」と,同6行目 の「オーナー的存在で、」を「実質的オーナーであり、同人がワンマン 経営に当たっていたもので、」とそれぞれ改め、同35頁1行目の「いえない。」の次に「また、被控訴人Aは前記のとおり、グループ会社の 実質オーナーとしてワンマン経営に当たっていたものであって,同被控 訴人の入院により、グループ会社が不測の損害を被る危険も少なからず 存在するものといえるから、入院給付金の総額が多額であるとしても、 これが過大付保であるとまではいえない。」を加え、同2,3行目の「 相談の上保険契約を解除しているが」を「交渉の上保険契約を合意解除

しているが」と改め、同5行目を次のとおり改める。 「また、前記認定のとおり被控訴人Aの平成8年入院のうちに、入 院給付金支給対象となる保険約款上の「入院」に該当しない部分が あるとしても、そのことから直ちに同被控訴人に関する保険契約が 全体として不当なものであると評価することはできない。」

- (6) 原判決36頁3行目の「入院も」の次に、「その期間の一部が保険約款上の「入院」に該当しないものがあるとしても、入院そのものは」を加える。
- 2 以上によれば、平成8年入院については、平成8年2月1日から同年4月3 0日までの90日分が入院給付金(被控訴会社については成人病による入院給付金)を支給すべき入院となり、被控訴人らの平成8年入院分の請求については、被控訴会社については360万円の請求のうち270万円の支払いを求める限度で理由があり、被控訴人Aの請求については60万円の請求のうち45万円の支払いを求める限度で理由がある。

また、平成9年入院については、被控訴会社が平成9年3月8日から同月2

7日までの20日分につき成人病による入院給付金として60万円及び手術給付金5万円の支払いを求める請求はすべて理由があり、被控訴人Aが上記20日分の入院給付金10万円を求める請求のうち、入院開始日から4日間の不支給分2万円を差し引いた8万円及び手術給付金5万円の支払いを求める限度で理由がある。

そうすると、被控訴人らの請求は、控訴人に対し、被控訴会社が金335万円及び内金270万円に対する平成8年7月1日から、内金65万円に対する平成9年5月1日から各支払いずみまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払いを求める限度で、被控訴人Aが金58万円及び内金45万円に対する平成8年7月1日から、内金13万円に対する平成9年5月1日から各支払いずみまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払いを求める限度でいずれも認容すべきであり、その余は失当として棄却すべきであるから、これと一部異なる原判決をこの趣旨に変更することとする。

よって、訴訟費用の負担につき、民事訴訟法67条2項、64条、65条1項、61条を適用し、仮執行の宣言につき、同法259条1項を適用して、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第三民事部

裁判長裁判官 喜多村 治 雄 裁判官 小 林 崇 裁判官 片 瀬 敏 寿